

## 積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2024100393001  
 2 工事名 主要地方道広島三次線牛田大橋補修工事（6-1）  
 3 開札日 令和6年10月 2日  
 （再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
<p>① 積算参考資料中、仮設関係（吊足場：A1-P1 径間）について、「現場環境条件は「足場を設置する橋梁路面からの足場材を搬入・搬出を必要とする場合」を見込んでいる。」と記載があるため関連する施工単価に1.1倍の補正が必要となりますが、工事設計書第0008号明細書「仮設工 仮設足場」に計上されている、足場工（吊足場）<math>1.1 \leq \text{桁高} &lt; 1.5</math>（摘要A1-P1昼1）、床面シート張防護工（摘要A1-P1）、朝顔工 両側<math>1.1 \leq H &lt; 1.5</math>（摘要A1-P1昼1）、板張防護工 朝顔部（摘要A1-P1）の4項目について、施工単価が未補正ではないでしょうか。</p> <p>② 工事設計書第0008号明細書「仮設工 仮設足場」に計上されている、板張防護工 朝顔部（摘要P2-A2）、シート張防護工 朝顔部（摘要P2-A2）の2項目について、施工範囲が片側ではなく両側での施工単価が計上されていないでしょうか。</p>	<p>① 積算参考資料に、「現場環境条件は「足場を設置する橋梁路面からの足場材を搬入・搬出を必要とする場合」を見込んでいる。」と記載していますが、橋梁架設工事の積算（令和6年度版）のPC橋補修用足場工においては、現場環境条件による補正はありません。                  本工事のA1-P1径間の吊足場等の積算では、PC橋補修用足場を見込んでいるため、現場環境条件による補正は行っておりません。</p> <p>② 第0008号明細書の板張防護工 朝顔部（摘要P2-A2）及びシート張防護工 朝顔部（摘要P2-A2）について、片側の施工単価とすべきところ両側の施工単価を計上していました。</p>

検証結果
<p>積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがありました。しかしながら、入札の公正性については、総合評価の結果を踏まえて判断しますので、当面当該入札を続行します。</p>